

## 有給インターンによる女性就業促進業務委託に係る質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所 (ページ)	質問事項	回答
1	仕様書	2	本業務の目標80名(有給インターンからの雇用40名、リスクリングからの雇用40名)ですが、有給インターン60名、リスクリング20名等、内訳に変動があっても問題ないでしょうか。	内訳の変動は考えておりませんので、実施方法を工夫するなど、目標を達成し得る提案を行ってください。
2	仕様書	1	奈良県在住者は、住民票も奈良県内の必要はあるか？奈良県在住者は、奈良県にお住まいの方であればOKか？(その際の確認は必要か？)	有給インターンについては、受託者とインターン生が派遣契約を締結する際に、何らかの身分証を用いて住所を確認されるかと思えます。その際の身分証の住所が奈良県であれば問題ありません。 またリスクリングについては、受講希望者の申出(申込書の記載等)によって住所を確認することとし、住民票の確認は必要ありません。
3	仕様書	6	最長「1日8時間×週5日×2ヶ月間(62日間)」・・・とあるが、最低での基準はあるか？	インターン生及びインターン生受入企業の双方の合意があった上で、短時間の勤務となるのであれば、派遣時間に下限はありません。ただし、最終的には正規雇用を目指すという事業の趣旨を踏まえ、インターン生及びインターン生受入企業の合意形成を行ってください。
4	仕様書	11	受入れ企業の人件費1/2負担について、通勤手当の上限12,000円は、企業の1/2負担の上限なのか、インターン生への全額上限なのか？	仕様書P6に記載のとおり、インターン生1人あたりの上限になります。そのため、インターン生受入企業への請求及び県への請求は、各6,000円が上限となります。
5	仕様書	11	企業から徴収した派遣料金(給与・社会保険料・交通費全て)は委託費の中に含まれるのか	今回、入札書に記載いただく金額は、契約金額(最終的に県に支払いを求める金額)となります。そのため、企業から徴収する金額を除いてください。
6	提案書評価票	N06	「企業の職場環境について把握し、インターン生の選択肢を上げられるような」に続く文言は何か？	マッチング方法の評価基準になりますので、正しくは、「企業の職場環境について把握し、インターン生の選択肢を上げられるような <u>マッチング方法</u> となっているか。」になります。 (上記について修正し、令和7年6月25日に再度当課ホームページに掲載していますのでご確認ください。)